

令和3年12月9日

公益社団法人
宮城県トラック協会 御中

仙台中税務署長
(官印省略)

会員の皆様のご自宅等からの令和3年分確定申告書の
作成・提出についてのお願い

税務行政につきましては、平素からご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、国税局及び税務署では、確定申告期間中、申告書作成会場に多くの方が訪れる事から、確定申告される方の利便性向上のため、ご自宅等からのe-Tax（電子申告）及びキャッシュレス納付の利用推進に取り組んでおります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からも、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」(<https://www.keisan.nta.go.jp>)【スマートフォンやタブレット端末からも利用可能】を利用して、ご自宅からのe-Tax又は郵送等による確定申告書の提出を幅広くご案内しています。

つきましては、会員の皆様に対し、下記の方法等による働き掛け及びご協力をお願いいたします。

記

1 LANの掲示板等への掲載

確定申告の準備が始まる12月中旬から翌年3月中旬までの間、別添の周知用チラシ「ご自宅からのe-Tax申告のご案内」、「ネットでe-Taxスマートフォンから!」、「確定申告×マイナポータル」及び「キャッシュレス納付のご案内」のデータをLANの掲示板等に掲載し、会員の皆様へお知らせください。

なお、周知用チラシのデータファイルについては、仙台国税局ホームページ内「源泉徴収義務者の皆様へ」ページからダウンロードが可能です（アクセス方法は別紙をご覧ください。）。

おって、「源泉徴収義務者の皆様へ」のサイトには、その他各種情報を掲載することしておりますので、併せてLANに掲載していただきますようお願いいたします。

2 広報による配付

年末調整書類の提出時期や確定申告の提出が始まる 1 月上旬を目途に、広報として、周知用チラシを会員の皆様へ回覧又は配付していただき、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」(<https://www.keisan.nta.go.jp>)【スマートフォンやタブレット端末からも利用可能】の周知をお願いいたします。

3 源泉徴収票との同時配付

源泉徴収票の交付と同時に、周知用チラシを回覧又は配付するようお願いいたします。

また、源泉徴収票を電子交付される場合には、周知用チラシのデータファイルを添付の上、交付していただきますようお願いいたします。

【担当者】

仙台中税務署個人課税第一部門 太田貴士
Tel 022-783-7831(内線 201)

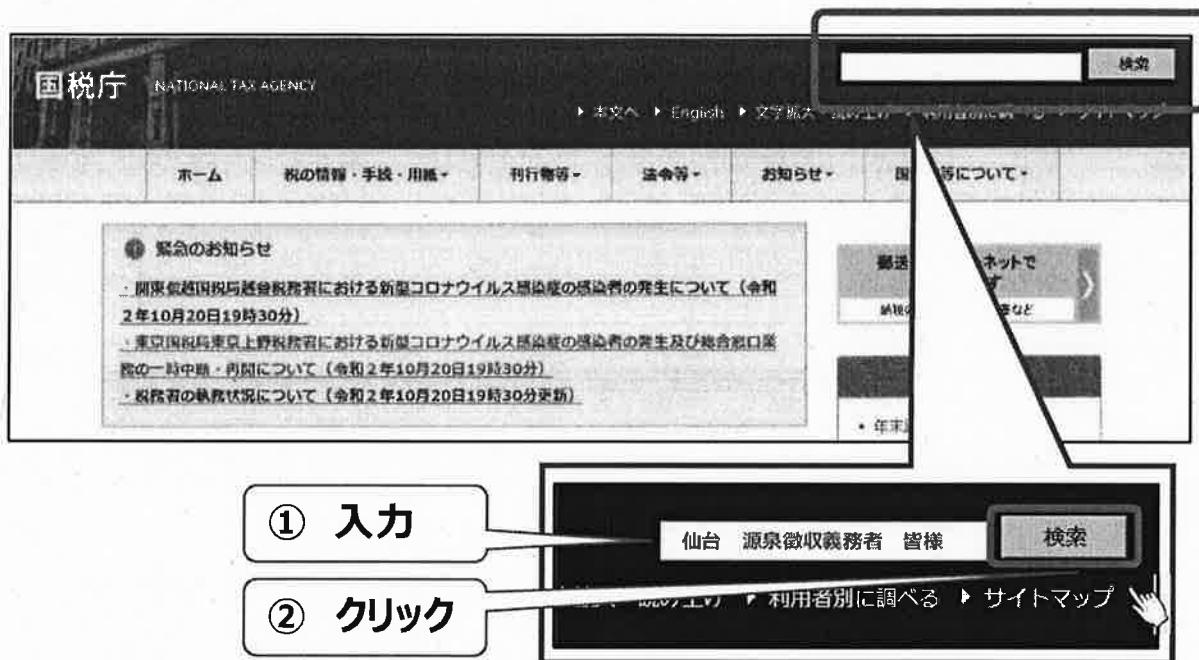
※音声案内で「2番」を選択してください。

「源泉徴収義務者の皆様へ」ページへのアクセス方法

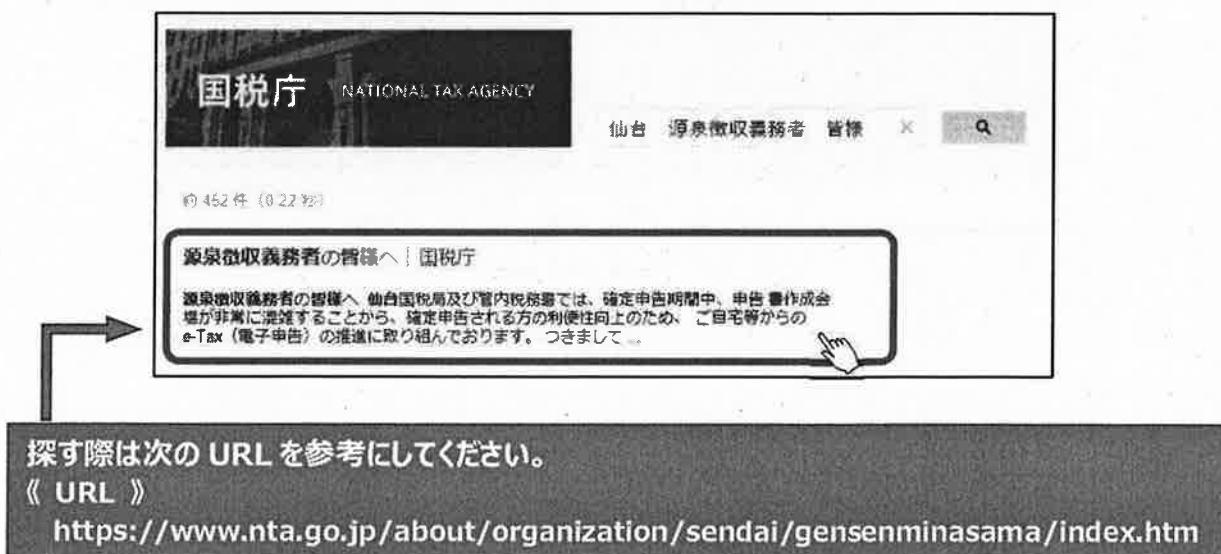
- 1 検索エンジン等で「国税庁」と検索してください。



- 2 国税庁ホームページを開き、画面右上のサイト内検索欄に①「仙台 源泉徴収義務者 皆様」と入力し、②「検索」ボタンをクリックしてください。



- 3 「サイト内検索結果」ページが開いたら、「源泉徴収義務者の皆様へ」を探してください。クリックすると、「源泉徴収義務者の皆様へ」ページが開きます。



※ 令和3年版へのホームページ更新は11月下旬を予定しています。

ご自宅からのe-Tax申告のご案内

申告書の作成・送信は
国税庁ホームページから



確定申告



確定申告書等作成コーナーなら
自宅でいつでも申告♪

書き方や計算が分からない…



自動計算

画面の案内に沿って入力
すれば税額まで自動計算



入力がめんどく…



自動入力

マイナポータル連携や
過去の申告データを
利用して自動入力



会社が休みない…



自宅から

マイナンバーカード
とスマホでe-Tax！



さらに！e-Taxなら早期還付されます

相談はチャットボットや電話でもできます！

► チャットボットでの相談

※令和4年1月上旬公開予定



ご質問を入力いただけ
れば、AIを活用した
「税務職員ふたば」が
お答えします。

税務職員ふたば

► お電話での相談

e-Taxの使い方
(操作方法等)

申告書の作成に
当たってのご不明点等

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
(全国一律市内通話料金)

0570-01-5901

所轄の税務署へお電話ください



国税庁 法人番号7000012050002

(裏面もご覧ください)

令和3年分（令和4年1月以降）からはさらに便利に！

ICカードドリーダライタ無しでe-Tax！

パソコンの画面に表示された2次元バーコードをスマホ
(マイナンバーカード読取対応)で読み取れば、

マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信できます！

※ WindowsのMicrosoft Edge、Google Chrome、macOSのSafari、
いずれにも対応。

ICカードドリーダライタ/
がなくてもOK



スマホのカメラで源泉徴収票を自動入力

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、
金額や支払者情報などが自動で入力されます！



スマホ専用画面の対象範囲が拡大

スマホ専用画面の対象範囲

(NEWは令和4年1月から対応予定)

【対象所得】

- 給与所得
- 雑所得
- 一時所得
- 特定口座年間取引報告書 (上場株式等の譲渡所得等・配当所得等) NEW
- 上場株式等の譲渡損失額 (前年繰越分) NEW

【各種控除等】

- すべての所得控除
- 政党等寄附金特別控除
- 災害減免額
- 外国税額控除 NEW
- 予定納税額
- 本年分で差し引く繰越損失額

確定申告書の作成方法は動画でチェック！

確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法などの動画をご案内しています

動画で見る確定申告



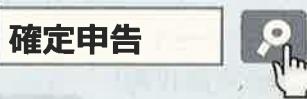
・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。
・Google Chromeの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。
・Windows、Microsoft Edgeの名称は、米国及び他の国々で登録された米国Microsoft Corporationの商標です。
・macOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。

ネットでe-Tax

かんたん・便利♪

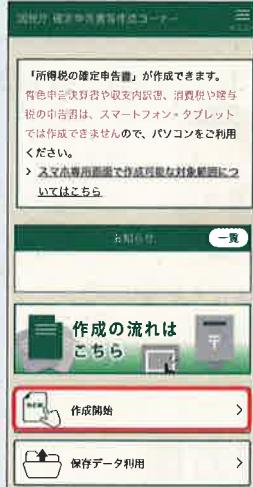
スマートフォンから！

STEP 1 国税庁ホームページへアクセス



確定申告書等作成コーナーにアクセス

確定申告書等作成コーナー



STEP 2 送信方法を選択

国税庁 確定申告書等作成コーナー

①申告準備 → ② → ③ → ④ → ⑤ → ⑥

申告内容に関する質問

Q 確定申告をする年分は令和3年分ですか。
はい いいえ

Q 提出方法を選択してください。

* マイナンバーカード方式を選択した場合のみ、マイナポータルから各種証明書を取得し、所得税の申告等に利用できます。
詳細は以下のリンクからご確認ください。
» マイナポータルの利用について

e-Tax (マイナンバーカード方式) ?

e-Tax (ID・パスワード方式) ?

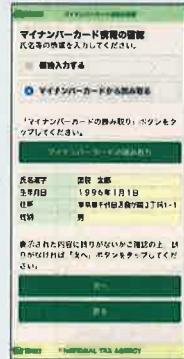
書面

次へ 戻る

マイナンバーカード方式

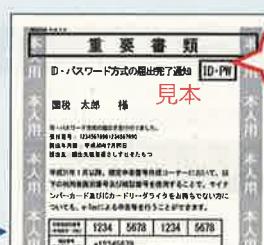


「マイナポータルアプリ」をインストールし、マイナンバーカードをスマホで読み取り



住所、氏名等の情報が表示されます

ID・パスワード方式



「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方

ID・PW
が目印



e-TaxのID（利用者識別番号）と
パスワード（暗証番号）を入力

i 「ID・パスワード方式の届出完了通知」は税務署で発行しています

発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。
平成30年1月以降、税務署や確定申告会場にお越しになられた方は、「ID・パスワード方式の届出完了通知」が申告書の控えと一緒に
保管されている場合がありますので、ご確認ください。
※ ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。また、メッセージボックス
の閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

STEP 3 金額などを入力

STEP 4 送信

収入の入力



給与所得の源泉徴収票
などを入力

控除の入力



医療費やふるさと納税の領
収証などを入力



e-Taxで送信

NEW !!

スマホのカメラで自動入力！（給与所得の源泉徴収票）



カメラを起動して
源泉徴収票を撮影

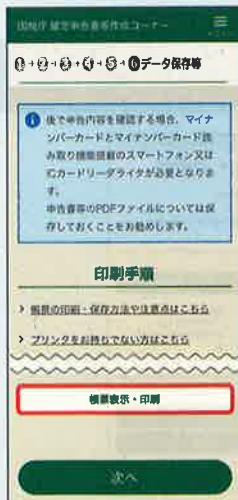


内容を確認



読み取った内容が自動入力

保存方法

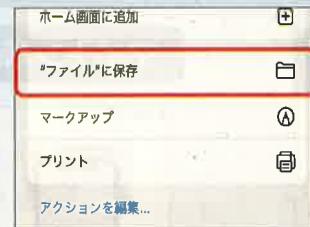


「帳票表示・印刷」をタップ

iPhoneの方



「共有」ボタンをタップ



「"ファイル"に保存」を選択

Androidの方



自動で端末内に申告書
データが保存される

保存データの確認方法

iPhoneの方



ファイル

保存データは「ファイル」アプリから
確認することができます

Androidの方



「Google Chrome」の
右上の「!」ボタンをタップ



「ダウンロード」メニューから
保存データを確認できます

自動入力対象が拡大 (注1、2、3)

ふるさと納税

株式の特定口座

住宅ローン控除関係

生命保険

地震保険

医療費 (注4)

令和3年分確定申告から
さらに広がる自動入力!



注1 自動入力するためには、裏面の事前設定が必要となります。

注2 自動入力可能な証明書等は発行元がマイナポータル連携に対応している必要があります。

国税庁HPの「マイナポータル連携特設ページ」でご確認ください。

マイナポータル連携
特設ページは[こちら](#)

注3 令和3年分確定申告から、ふるさと納税及び地震保険もマイナポータル連携の対象になります。

注4 医療費について、令和3年分の確定申告では、令和3年9月～12月分の**医療費通知情報（保険診療分）**が令和4年2月上旬にマイナポータルから取得可能となる予定です（令和4年分以降は1年間を通した医療費通知情報（保険診療分）が取得可能となる予定です。）。



今後、自動入力対象をさらに拡大していく予定です。

～マイナポータル連携を行う前の事前設定～

STEP 1 マイナンバーカードの取得

マイナンバーカード
の取得申請はこちら



メリットいっぱい！マイナンバーカード

コンビニで
各種証明書が
取得できる

本人確認書類
になる！

健康保険証と
一体化予定
【令和3年10月～本格運用】

運転免許証と
一体化予定
【令和6年度末】

STEP 2 マイナポータルの開設

「マイナポータルサービス」にアクセス！

マイナポータルの
開設はこちら

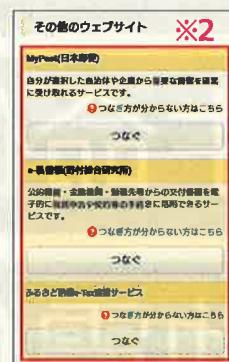
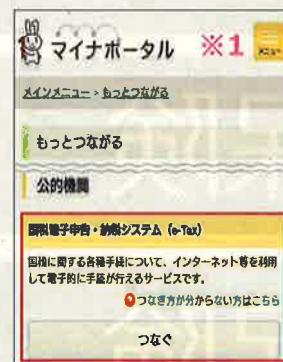


STEP 3 マイナポータルの 「もっとつながる」設定

マイナポータルの「もっとつながる」メニューから
マイナポータルとe-Tax（※1）及び
民間送達サービス（※2）をつなぎます。



マイナポータル「もっとつながる」メニュー画面



STEP 4 証明書等の発行元と民間送達サービスをつなぐ（連携）設定

- ① 証明書等の発行元（例：ふるさと納税のポータル事業者等）
がマイナポータル連携に対応していることと、
どの民間送達サービスを利用しているか確認します。
- ② 発行元のサイトから民間送達サービスと連携するための手
續を行います。
手続方法は上記STEP3の民間送達サービスから一連の流れ
で行えます（発行元が対応している場合）。
ご不明な場合は、発行元にお問い合わせください。

マイナポータル連携可能な
証明書等発行元一覧はこちら



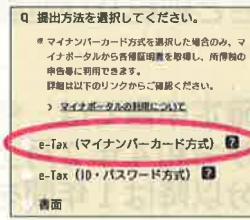
STEP 5 確定申告書等を作成

確定申告

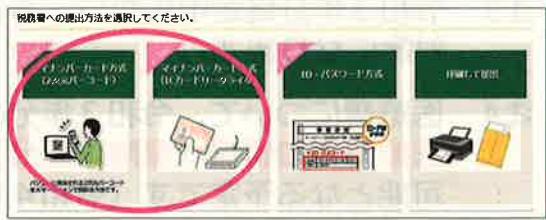


確定申告書等作成コーナーへ

スマートフォン画面



パソコン画面



- ・各種設定には、マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン（又はICカードリーダライタ）が必要です。
- ・控除証明書等データがマイナポータル経由で取得可能となるには、STEP4の設定後、数日要する場合があります。
- ・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。



振替納税、ダイレクト納付の申込みが オンライン(e-Tax)でできます！(注)個人の方に限ります。

国税の振替納税、ダイレクト納付を利用する場合には、事前に税務署又は金融機関に書面で依頼書を提出する必要がありましたが、令和3年1月からオンライン(e-Tax)で提出できます。

振替納税、ダイレクト納付の申込みの手順

STEP 01 e-Taxにログイン

(1)e-Taxを初めて利用される方は、e-Taxの利用開始届出書をオンラインで提出してください(利用者識別番号が即時発行されます。)



STEP 02 振替口座の情報を入力

(1)e-Taxでご自身の氏名、住所、税務署名及び口座名義を入力します。
(2)ご利用の金融機関を選択し、金融機関のサイトで必要な情報を入力します。

手順が少なくて簡単ね！



STEP 03 「提出」ボタンを押して送信

(1)送信する前に、画面に表示された情報を確認してください。
(2)受信通知がメッセージボックスに格納されますので、必ずご確認ください。



振替納税、ダイレクト納付のオンライン申込みのメリット

- ・金融機関又は税務署に書面での提出が不要！
- ・振替依頼書又はダイレクト納付利用届出書の記載が不要！
- ・金融機関届出印の押印が不要！
- ・電子証明書が不要！



事前に準備するものが少なくて便利だね！

利用できる金融機関

オンライン提出ができる金融機関については、国税庁ホームページにある
「オンライン提出利用可能金融機関一覧（振替納税）」
「オンライン提出利用可能金融機関一覧（ダイレクト納付）」
をご確認ください。

オンライン提出利用可能
金融機関一覧（振替納税）▶

オンライン提出利用可能金融
機関一覧（ダイレクト納付）▶

法人の方はこちらをご覧ください。

法人の方がダイレクト納付の申込みをする場合には、書面で提出する必要があります、「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」(p 3)をご利用ください。なお、記載要領については、国税庁ホームページ内「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。

ダイレクト納付の手続▶

電子納税届出書記載要領▶

切り取り線で
切りはなして
提出してください



法人番号	
------	--

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

令和 年 月 日提出

税務署長 あて

氏名(法人名及び代表者氏名)

私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。
なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式)手続の実行をできるよう、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

1 指定預貯金口座

住 所 (所在地)	(〒) 電話 ()	(金融機関お届け印)
(申告納税地)		
氏 名 (法人名及び 代表者氏名)	(フリガナ)	印影が不鮮明な場合には、 こちらにも押印してください。
指定金融機関	銀行・信用金庫 労働金庫・農協 信用組合・漁協	本店・支店 本所・支所 出張所
預金種別	1 普通 2 当座 3 納税準備	口座番号 (ゆうちょ銀行以外)
ゆうちょ銀行	記号番号	-

2 振替日時: 納付情報送付日時

3 利用開始日: ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

(不備事由)	
1 金融機関番号エラー	4 口座情報不完全
2 整理番号等未登録	5 その他
3 重複入力	
税務署整理欄	入 力 訂 正 入 力 送 付 登 錄
金融機関番号	
整理番号	

約 定	
一 国税庁の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。	
二 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかるわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。	
三 指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。	
四 この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。	
五 この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。	
六 この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるもの除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。	

(不備返却事由)	
A 印鑑相違	F 住所相違
B 印鑑不鮮明	G 支店名相違
C 口座番号相違	H その他
D 口座該当なし	
E 名義人相違 (備考)	
金融機関整理欄	受 付 印 印 鑑 照 合 檢 印
(口座識別番号)	
(認証番号)	

納付手続の特徴一覧

納付手段	便利に利用できる方	納付手続に必要なもの	利用可能税目	利用可能金額
ダイレクト納付	・e-Taxで申告をされている方 ・源泉所得税の毎月納付など、頻繁に納付手続きをされる方 ・日付を指定して納付されたい方	・e-Tax利用開始届出書の提出 ・ダイレクト納付利用届出書の提出	・全ての税目 ※納付手続方法により利用できない税目あり	・金融機関により異なる
振替納税	・申告所得税や消費税（個人）の確定申告書を毎年提出する必要のある方	・振替依頼書の提出	・申告所得税 ・消費税（個人）	・制限なし
インターネットバンキング等	・e-Taxで申告をされている方 ・インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用されている方	・e-Tax利用開始届出書の提出 ・インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約	・全ての税目 ※納付手続方法により利用できない税目あり	・金融機関により異なる
クレジットカード納付	・クレジットカードを利用されている方 ・インターネットに接続できるPC・スマートホン等をお持ちの方	・クレジットカード ※納付税額に応じた決済手数料あり	・全ての税目 ※印紙を貼りつけて納付する場合等、利用できない税目あり	・1,000万円未満かつカード利用可能範囲内

地方税より納付方法のご案内

○『地方税共通納税システム』から、次の税金が利用できます。
 ①法人都道府県民税 ②法人事業税 ③地方法人特別税 ④法人市町村民税⑤事業所税 ⑥個人住民税（特別徴収分、退職所得分）。
 詳しくはeLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp>)をご覧ください。

※国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ手続が必要となります。
 なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。



利用可能時間

電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）24時間

（注）休祝日の翌稼働日は8時30分から利用開始となります。

毎月の最終曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページをご確認ください。

e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックス

検索



利用開始の手続き、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）に関する最新の情報については、e-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

令和3年9月

国税の

簡単！ 便利な！

税 国税庁

キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

1 ダイレクト納付

こんな方におススメ！

e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続をされている方

さらに詳しい情報は
こちら

ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

納付方法
パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。

事前手続
e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。



2 振替納税

こんな方におススメ！

申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要のある方

さらに詳しい情報は
こちら

振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

納付方法
預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。

事前手続
初回のみ振替依頼書の提出が必要です。
※e-Taxによる提出が可能です。



3 インターネットバンキング等



さらに詳しい情報は
こちら

納付方法
インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。

事前手続
インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー(<https://www.pay-easy.jp/>)」でご確認ください。



4 クレジットカード納付



さらに詳しい情報は
こちら

納付方法
「国税クレジットカードお支払サイト(<https://kokuzei.noufu.jp/>)」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は国の収入になるものではありません）。